

未熟児養育医療の申請をされる 保護者の皆さんへ



1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なまま生まれた、入院が必要な新生児の医療費を公費負担し、健やかな成長を支援する制度です。

申請が承認されると「医療券」をお送りしますので、お子さんが入院されている病院へ提出してください。

なお、受給中に住所を変更されたときは、京田辺市子育て支援課までお知らせください。

2 自己負担金について

未熟児養育医療では、世帯の所得に応じ自己負担金を支払っていただくことになっています。自己負担金の納入通知は、病院から京田辺市へ請求があってから送付しますので、入院月から2～5か月程度遅れます。

納入通知書が自宅へ郵送されましたら、最寄の銀行でお支払いをお願いします。

このように、病院の窓口では、医療費と入院食事代のお支払はありませんが、おむつ代など保険適用外の支払は必要となります。

なお、自己負担金は入院日数によって日割り計算されます。

例)

自己負担額限度額が34,800円の方で6月に25日間入院された場合

$$34,800 \text{ 円} \times \frac{25 \text{ 日}}{30 \text{ 日}} = 29,000 \text{ 円} \quad \cdots 6 \text{ 月分の自己負担金}$$

3 他の公費負担制度(子育て支援医療、母子家庭医療等)との関係

「自己負担金」の一部は「子育て支援医療等(母子家庭医療など)」から補填されますので、あなたが実際に支払う額は次のとおりとなります。

(裏面へつづく)

(1) 自己負担金が高額療養の限度額までの場合

あなたが実際に支払う額（月額（診療月））・・・200円

子育て支援医療負担額（月額（診療月））

・・・自己負担金－200円（市町村負担）

*母子家庭医療など負担金のない制度では、200円の負担も免除されます。（市町村負担）

例)

自己負担金が34,800円と決定され、子育て支援医療と併用した場合

（本来本人が負担する額が、医療費60,000円、入院食事代23,400円の場合）

本人負担額 200円

枠が本来本人が負担する額

医療費	医療保険負担分	25,200円 (養育医療負担)	34,600円 (200円 子育て支援医療負担)	200円 (本人)
	入院食事代	医療保険負担分	23,400円 (260円×90回) (養育医療負担)	

(2) 自己負担金が高額療養の限度額を超える場合

あなたが実際に支払う額（月額（診療月））

・・・200円+(自己負担金-高額療養の限度額)

子育て支援医療負担額（月額（診療月））

・・・高額療養の限度額－200円（市町村負担）

*母子家庭医療など負担金のない制度では、200円の負担は免除されます。（市町村負担）

例)

自己負担金が102,000円と決定され、子育て支援医療と併用した場合

（総医療費が600,000円で、

本来本人が負担する額が、医療費83,430円（この場合での高額療養の限度額）、

入院食事代23,400円の場合）

本人負担額 18,770円

枠が本来本人が負担する額

医療費	医療保険負担分	83,230円 (子育て支援医療負担)	200円 (本人)
	入院食事代	医療保険負担分	4,830円 (養育医療負担)

4 その他

お子さんの育児に関し、心配なことや相談したいことがありましたら、お気軽に京田辺市子育て支援課（電話 0774-64-1376）までご連絡ください。